

第 1 3 回
会津坂下町農業委員会総会
議事録

令和 6 年 7 月 2 3 日（火） 午後 3 時 0 0 分

会津坂下町役場本庁舎 3 階 大会議室

会津坂下町農業委員会

第13回 会津坂下町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年7月23日（火）午後3時00分～午後4時00分

2 開催場所 会津坂下町役場 3階 大会議室

3 出席委員（10人）・出席推進委員（6名）

1番 鈴木 寿夫

2番 鈴木 清介

3番 渡部 敦

4番 永山 廣隆

5番 渡辺 清栄

6番 木村 行男

7番 渡部 淳

8番 五十嵐 朱美

9番 五十嵐 智子

10番 二瓶 義典

坂下地区 小林 雅博

金上地区 齋藤 嘉美

広瀬地区 橋本 善和

川西地区 齋藤 文範

八幡地区 桑原 博之

高寺地区 藤川 将仁

4 欠席委員・推進委員（1人）

若宮地区 山内 和之

5 遅刻委員（0人）

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 報告第13号 農地法第18条第6項の規定による許可申請について

第4 議案第37号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第38号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第39号 会津坂下町農用地利用集積計画について

議案第40号 会津坂下町農用地利用集積等促進計画（案）について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 長谷川 裕一

事務局次長 大八木 栄治

農林振興班長 渡部 聡

農地管理係長 荒井 貴史

係員 高久 佳菜

8 会議の概要

議長	本日は、農業委員会総会を招集いたしましたところ、何かとご多用の折りご出席をいただきまして、ありがとうございます。 それでは、これより出席農業委員の確認をいたします。 只今の出席委員は 10 名です。定足数に達しております。 また、本日の総会に出席する農地利用最適化推進委員は、若宮地区 山内 和之より欠席の届出があり、6 名です。 それでは、第 13 回農業委員会総会を開会いたします。 まず、前回審議した結果について事務局より経過報告をお願いいたします。
事務局	まず、議案第 34 号の農地法第 3 条の各案件については、申請者に対し許可書を交付済みです。 次に議案第 35 号の農地法第 5 条の 1 号案件の営農型発電の許可期間更新については、3 年の許可期間として県に進達しましたが、パネル下で営農する作物の収量が周辺農地と比較しても著しく低いことを県庁担い手課より指摘があり、許可期間を 1 年間とすることで 7 月 8 日に許可がされました。今後のパネル下での営農については、会津農林事務所や普及所の指導を仰ぎながら、収量の確保に向けた取組をしていくとのことでした。 同じく議案第 35 号の農地法第 5 条の 2 号案件の建売住宅分譲用地への転用については、申請者に対し許可書を交付済みです。
議長	それでは議事に入ります。本日の議事日程は、前もってお配りしましたとおりであります。 日程第 1「議事録署名委員の指名」を行います。 議事録署名委員として、10 番 二瓶委員、2 番 鈴木委員の 2 名を指名いたします。
議長	日程第 2「会期の決定について」を議題といたします。 お諮りいたします。 第 13 回農業委員会総会は、本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 【異議なしの声あり】

議長	異議なしと認め、会期は本日一日限りと決しました。
議長	日程第 3 報告第 13 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。 (事務局朗読)
議長	それでは、事務局に説明を求めます。
事務局	1 号案件は、公社と借受者間の合意解約です。今後、当該農地は本日の議案第 40 号で提案いたしますが、これまでの借受者の子が請け負うこととなります。 次に 2 号案件は、農業経営基盤強化促進法での相対契約の解約であり、本日の議案第 37 号で提案いたしますが、賃貸人の生前贈与による所有権移転のために解約するものです。
議長	事務局報告のとおり受理いたしましたので、ご承知おき願います。
議長	議案第 37 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。 (事務局朗読)
議長	1 号案件から 4 号案件について、事務局に説明を求めます。
事務局	1 号案件は、これまで相対による賃貸借で譲受人が耕作しておりましたが、譲渡人より農地を処分したいとの申し出があり、当該申請地を含む隣接地一帯を耕作している譲受人へ所有権移転するものです。 2 号案件は、親子間での生前贈与による所有権移転です。 3 号案件は、これまで相対による賃貸借をしておりましたが、譲渡人より農地を処分したいとの申し出があり、耕作者である譲受人へ所有権移転するものです。 4 号案件は、これまで相対による賃貸借をしておりましたが、

	譲渡人より農地を処分したいとの申し出があり、耕作者である譲受人へ所有権移転するものです。
議長	1号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
広瀬地区 橋本推進委員	1号案件について調査の結果を報告します。譲渡人は町外であるため事務局へ確認を依頼し、譲受人には7月20日に電話にて申請地、面積、対価について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	続いて事務局より報告を求めます。
事務局	譲渡人について、申請内容を確認し、議案書に記載のとおり相違ありませんでした。
議長	質疑に入ります。1号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。1号案件について賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、1号案件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	2号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
10番 二瓶委員	2号案件について調査の結果を報告します。譲渡人・譲受人共に7月15日に訪問にて申請地、面積、対価について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。2号案件についてご質問、ご意見はございませんか。

	【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。2号案件について賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、2号案件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	3号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
川西地区 齋藤推進委員	3号案件について調査の結果を報告します。譲渡人・譲受人共に家族に7月20日に電話にて申請地、面積、対価について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。3号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。3号案件について賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、3号案件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	4号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
川西地区 齋藤推進委員	4号案件について調査の結果を報告します。譲渡人については町外のため事務局へ確認を依頼し、譲受人には7月20日に電話にて申請地、面積、対価について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

議長	続いて事務局より報告を求めます。
事務局	譲渡人について、申請内容を確認し、議案書に記載のとおり相違ありませんでした。
議長	質疑に入ります。4号案件についてご質問、ご意見はございますか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。4号案件について賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、4号案件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	議案第38号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。 (事務局朗読)
議長	1号案件から2号案件について、事務局に説明を求めます。
事務局	申請人、申請地、転用の目的、施設の面積、土地代金、工事期間及び申請の事由は、議案書に記載のとおりです。 1号案件は、譲受人の現在の住居が子供の成長に伴い手狭となったことから、当該申請地を転用し住宅用地として転用するものです。 申請地は小集団の生産性の低い農地であり、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に該当すると考えられます。 一般基準は、土地代金は無償ですが、住宅建設費用の資力については、金融機関から借入れをします。申請地を転用することに対し、妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水は申請地北側水路へ排水することとしており、周辺農地の営農に支障

	を及ぼすおそれはなく、転用の必要性、確実性が認められることから、許可基準に適合していると考えられます。 2号案件は、調剤薬局店舗を建設するために転用するものです。申請地は用途地域内にある農地であり、第3種農地です。一般基準は、資力については全額自己資金で賄い、申請地を転用することに対し、妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水は申請地北側水路へ排水するとなっており、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはなく、転用の必要性、確実性が認められることから、許可基準に適合していると考えられます。
議長	1号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
2番 鈴木委員	1号案件について調査の結果を報告します。7月12日に事務局と共に現地に赴き、周辺農地に影響がないことを確認しました。譲受人は町外のため事務局に確認を依頼し、譲渡人には同日12日電話にて、申請地、面積、転用の目的等を聞き取りし、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	続いて事務局より報告を求めます。
事務局	譲受人については、申請の代理人を務めている行政書士へ確認し、議案書に記載のとおり相違ありませんでした。
議長	ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受けるため川西地区 齋藤推進委員の退場を命じます。 (齋藤推進委員 退場)
議長	質疑に入ります。1号案件についてご質問、ご意見はございませんか。
3番 渡部委員	面積について、登記面積と実測値が違うようですが、どのような対応になるのですか。
事務局	代理人を務めている行政書士へ確認したところ、法務局で実測値に地積更正の手続きをすることでした。

議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。1号案件について賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、1号案件は原案のとおり許可することに決しました。 川西地区 齋藤推進委員の入場を認めます。 (齋藤推進委員 入場)
議長	2号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
坂下地区 小林推進委員	2号案件について調査の結果を報告します。7月12日に事務局と共に現地に赴き、周辺農地に影響がないことを確認しました。
議長	続いて事務局より報告を求めます。
事務局	2号案件について、申請の代理人を務めているコンサル会社へ申請内容を確認し、議案書に記載のとおり相違ありませんでした。
議長	質疑に入ります。2号案件についてご質問、ご意見はございませんか。
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。2号案件について賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、2号案件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	議案第39号「会津坂下町農用地利用集積計画について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。 (事務局朗読)

議長	まず、所有権移転について事務局に説明を求めます。
事務局	所有権移転の 1 号案件から 3 号案件は、農地中間管理機構特例事業での売買であり、7 月 8 日に農用地利用調整会議を開催しました。 1 号案件は広瀬地区の田 3,062 m²を 10a 当たり 600,000 円で、福島県農業振興公社から広瀬地区の認定農業者へと売り渡すものです。 次に 2 号案件は、川西地区の田 7,332 m²を 10a 当たり 650,000 円で、福島県農業振興公社から川西地区の認定農業者へと売り渡すものです。 次に 3 号案件は、川西地区の田 1,587 m²を 10a 当たり 650,000 円で、福島県農業振興公社から川西地区の認定農業者へと売り渡すものです。
議長	所有権移転の 1 号案件から 3 号案件については、農用地利用調整会議を行っておりますので、それぞれ担当委員より報告を求めます。 まず、1 号案件についての報告をお願いします。
広瀬地区 橋本推進委員	1 号案件について調整の結果を報告します。7 月 8 日に開催されました、農用地利用調整会議に参加し、移転面積、対価総額等について、議案書に相違ないことを確認しました。
議長	質疑に入ります。1 号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 1 号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、1 号案件については、原案のと

	おり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。
議長	2号案件についての報告をお願いします。
2番 鈴木委員	2号案件について調整の結果を報告します。7月8日に開催されました、農地利用調整会議に参加し、移転面積、対価総額等について、議案書に相違ないことを確認しました。
議長	質疑に入ります。2号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 2号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、2号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。
議長	3号案件についての報告をお願いします。
2番 鈴木委員	3号案件について調整の結果を報告します。7月8日に開催されました、農地利用調整会議に参加し、移転面積、対価総額等について、議案書に相違ないことを確認しました。
議長	ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受けるため川西地区 齋藤推進委員の退場を命じます。 (齋藤推進委員 退場)
議長	質疑に入ります。3号案件についてご質問、ご意見はございませんか。

	【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 3 号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、3 号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。 川西地区 齋藤推進委員の入場を認めます。 (齋藤推進委員 入場)
議長	次に利用権設定 1 号案件から 11 号案件について、事務局に説明を求めます。
事務局	1 号は公社が川西地区の田 18,707 m²を借入れ、2 号は公社が川西地区の田 3,510 m²を借入れ、1 号、2 号を併せて 3 号の川西地区の認定農業者へ集積します。 4 号は公社が若宮地区の田 660 m²を借入れ、5 号の若宮地区の認定農業者である法人へ集積します。 6 号は公社が若宮地区の田 590 m²を借入れ、7 号の若宮地区の認定農業者である法人へ集積します。 8 号は公社が広瀬地区の田 12,077 m²を借入れ、9 号の広瀬地区の認定農業者である法人へ集積します。 10 号は公社が若宮地区の田 4,564 m²を借入れ、11 号の若宮地区の農業者へ集積します。
議長	1 号案件から 3 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
4 番 永山委員	1 号案件から 3 号案件について調査の結果を報告します。貸手・借手共に 7 月 13 日に電話にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

議長	質疑に入ります。1号案件から3号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 1号案件から3号案件について、賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、1号案件から3号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	次の案件は、議事参与の制限を受けますので、ここで議長を鈴木会長職務代理者に交代します。
鈴木会長 職務代理者	それでは、暫時議長を交代いたします。4号案件から5号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
3番 渡部委員	4号案件から5号案件について調査の結果を報告します。貸手・借手共に7月20日に電話にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
鈴木会長 職務代理者	ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受けるため1番 鈴木委員の退場を命じます。 (鈴木委員退場)
鈴木会長 職務代理者	質疑に入ります。4号案件から5号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】

鈴木会長 職務代理者	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 4号案件から5号案件について、賛成する委員の挙手を求めます。
	《挙手全員》
鈴木会長 職務代理者	挙手全員であります。よって、4号案件から5号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。 1番 鈴木委員の入場を認めます。 (鈴木委員入場)
鈴木会長 職務代理者	議長を交代いたします。
議長	6号案件から7号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
3番 渡部委員	6号案件から7号案件について調査の結果を報告します。貸手・借手共に7月20日に電話にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。6号案件から7号案件についてご質問、ご意見はございませんか。
	【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 6号案件から7号案件について、賛成する委員の挙手を求めます。
	《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、6号案件から7号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を

	付することに決しました。
議長	8 号案件から 9 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
8 番 五十嵐委員	8 号案件から 9 号案件について調査の結果を報告します。貸手・借手共に 7 月 20 日に訪問にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。8 号案件から 9 号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 8 号案件から 9 号案件について、賛成する委員の挙手を求めます。
議長	《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、8 号案件から 9 号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	10 号案件から 11 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
3 番 渡部委員	10 号案件から 11 号案件について調査の結果を報告します。貸手・借手共に 7 月 20 日に電話にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。10 号案件から 11 号案件についてご質問、ご意見はございませんか。

議長	【ありません】 採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 10 号案件から 11 号案件について、賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、10 号案件から 11 号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	議案第 40 号「会津坂下町農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。 （事務局朗読）
事務局	この案件は 本日の農業委員会総会の報告で、公社と借受者間との契約を合意解約した農地で、新たな借受者に再転貸するものであり、県知事が作成する農用地利用集積等促進計画の案として、会津坂下町長から提案され、農業委員会に意見を求められた案件です。 求められている意見の内容は、農地の全てを効率的に利用し耕作を行い、必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかです。 本案件は、親子間での経営移譲であり、借受者の子についての農業経営状況についても問題はありません。 なお、これらの案件は、契約期間や賃借料は前契約をそのまま引き継ぐこととなります。
議長	質疑採決に入ります。本案件について、ご質問ご意見はございませんか。 【ありません】

議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。本案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《 挙手全員 》
議長	挙手全員であります。 よって、本案件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	以上をもって、本日の総会に付議されました案件は、すべて審議を終了しました。 これをもちまして、第 13 回農業委員会総会を閉会いたします。

この議事録は真正なることを証するため、ここに署名する。

令和6年7月23日

福島県河沼郡会津坂下町農業委員会会長

署名委員

署名委員